２　この省令において「内航貨客定期航路事業」、「外航貨客定期航路事業」、「内航一般不定期航路事業」又は「外航一般不定期航路事業」とは、それぞれ規則第一条第一項又は第三項に規定する内航貨客定期航路事業、外航貨客定期航路事業、内航一般不定期航路事業又は外航一般不定期航路事業をいう。

３　（略）

４　この省令において「外航船舶運航事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。

５　（略）

（運航実績等の報告）

第三条　船舶運航事業を営む者は、次の表の区分により報告書を提出するものとする。

届出義務者	報告事項	報告書の名称及び様式	提出通数	提出先	提出期限
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
外国人等であって本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う対外旅客定期航路事業又は外航一般不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営む者	月末で終わる一月間における運航の実績	外国人等外航旅客船舶運航実績報告書（第二号様式の二）	一通	国土交通大臣	翌々月の末日まで
内航貨客定期航路事業を営む者	年度末で終わる一年間における運航の実績	内航貨客定期航路事業運航実績報告書（第三号様式）	一通	当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長	翌年度の四月末日まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
内航一般不定期航路事業を営む者	年度末で終わる一年間における運航の実績	内航一般不定期航路事業運航実績報告書（第五号様式）	一通	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長	翌年度の四月末日まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

２　この省令において「内航貨物定期航路事業」、「外航定期航路事業」又は「内航不定期航路事業」とは、それぞれ規則第一条第一項、第二項又は第三項に規定する内航貨物定期航路事業、外航定期航路事業又は内航不定期航路事業をいう。

３　（略）

４　この省令において「外航船舶運航事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行なう船舶運航事業をいう。

５　（略）

（運航実績等の報告）

第三条　船舶運航事業を営む者は、次の表の区分により報告書を提出するものとする。

届出義務者	報告事項	報告書の名称及び様式	提出通数	提出先	提出期限
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
外国人等であって本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする外航不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営む者	月末で終わる一月間における運航の実績	外国人等外航旅客船舶運航実績報告書（第二号様式の二）	一通	国土交通大臣	翌々月の末日まで
人の運送をする内航貨物定期航路事業を営む者	年度末で終わる一年間における運航の実績	内航貨物定期航路事業運航実績報告書（第三号様式）	一通	当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長	翌年度の四月末日まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。）を営む者	年度末で終わる一年間における運航の実績	不定期航路事業内航旅客輸送実績報告書（第五号様式）	一通	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長	翌年度の四月末日まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）